

新潟支部バドミントン協会 専門委員会規定

1. 新潟支部バドミントン協会規約第 13 条により本協会に以下の専門委員会を置く。
 - ①総務委員会
 - ②会計委員会
 - ③競技委員会
 - ④審判委員会
 - ⑤選手強化委員会
 - ⑥広報委員会
2. 各委員会は委員長1名、副委員長若干名、委員若干名を以って組織する。
3. 各委員長、副委員長、委員は理事会で選任する。
4. 各委員長は委員会を代表してその職務の遂行に責任を負う。
5. 各委員会はそれぞれ委員会を開いて常務を処理する。
6. 各委員会は委員長が召集する。委員長は委員会の処理事項を理事会に報告する。
7. 理事長は委員長会議を開き、相互の意見を交換し円滑な運営を図る。
8. 委員の任期は2年とし再選を妨げない。補充委員の任期は前任者の残任の期間とする。

附記

1. 本規定は令和3年3月28日より実施する。